

## 第 174 回価格審査委員会議事要旨

開催日時、場所	平成 30 年 4 月 17 日（火）午後 3 時 00 分～4 時 25 分 経済調査会会議室
出席委員	朝堀泰明、加藤佳孝、小路直彦、鈴木準、野口貴文（委員長） （五十音順）

審議事項及び委員意見・質問	経済調査会説明・審議結果																											
<p>1. 前回議事概要の確認</p> <p>2. 「積算資料」5月号土木系資材の価格変動の妥当性について</p>	<p>・ 前回議事概要案が承認された。</p> <p>・ 審査対象資材のうち、5月号で掲載価格に変動が生じる土木系資材、都市について需給、市況動向及び価格判定内容を説明した。その大要は以下のとおりで、質疑及び審議の結果、了承された。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; width: 25%; font-size: small;">＜品目＞</th> <th style="text-align: center; width: 25%; font-size: small;">【地区】</th> <th style="text-align: center; width: 50%; font-size: small;">（理由）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3"><b>【上伸した資材】</b></td> </tr> <tr> <td>異形棒鋼</td> <td>東北、関東、北陸、中部、近畿、中国、四国</td> <td>メーカーの強硬な販売姿勢は変わらず、流通側も価格転嫁を急いでいる。需要者は小口・当用買い案件を中心に値上げを受け入れており、一部地区を除いて市況上伸。</td> </tr> <tr> <td>H形鋼</td> <td>富山、石川、中部、近畿、中国、四国、沖縄</td> <td>鉄屑価格は下落傾向を示すものの、先行きの仕入れコストの高止まりを想定する製販側の売り腰は依然として強い。関東、九州など一部地区を除いて、市況は上伸した。</td> </tr> <tr> <td>軽油</td> <td>全国</td> <td>3月は契約数量枠の消化のため、売り圧力を強めた販売会社が多く市況は下落した。3月末以降、卸価格が上昇し全国的に市況上伸。下げて上げての展開で、前月比kl当たり+1,500円のしん。</td> </tr> <tr> <td colspan="3"><b>【下落した資材】</b></td> </tr> <tr> <td>鉄屑</td> <td>全国</td> <td>輸出向けの引き合いが弱まりをみせ、鉄屑の出荷先は国内向けに集中している。国内電炉メーカーの稼働は好調だが、メーカー各社は購入価格を引き下げ、市況は下落。</td> </tr> <tr> <td>生コンクリート</td> <td>新潟</td> <td>民間大型物件の先送りと公共工事の減少に伴い、新潟地区の需要は低迷している。出荷量確保に向けて、協組が員会社との価格競争に参入し、ここに来て市況は大幅に下落。</td> </tr> <tr> <td>再生加熱アスファルト混合物</td> <td>福岡、熊本、鹿児島</td> <td>3地区ともに年度末にかけて需要は低調に推移し、出荷量の減少となった。一部メーカーによる数量確保を優先した安値玉が散見され、市況は下落。</td> </tr> </tbody> </table>	＜品目＞	【地区】	（理由）	<b>【上伸した資材】</b>			異形棒鋼	東北、関東、北陸、中部、近畿、中国、四国	メーカーの強硬な販売姿勢は変わらず、流通側も価格転嫁を急いでいる。需要者は小口・当用買い案件を中心に値上げを受け入れており、一部地区を除いて市況上伸。	H形鋼	富山、石川、中部、近畿、中国、四国、沖縄	鉄屑価格は下落傾向を示すものの、先行きの仕入れコストの高止まりを想定する製販側の売り腰は依然として強い。関東、九州など一部地区を除いて、市況は上伸した。	軽油	全国	3月は契約数量枠の消化のため、売り圧力を強めた販売会社が多く市況は下落した。3月末以降、卸価格が上昇し全国的に市況上伸。下げて上げての展開で、前月比kl当たり+1,500円のしん。	<b>【下落した資材】</b>			鉄屑	全国	輸出向けの引き合いが弱まりをみせ、鉄屑の出荷先は国内向けに集中している。国内電炉メーカーの稼働は好調だが、メーカー各社は購入価格を引き下げ、市況は下落。	生コンクリート	新潟	民間大型物件の先送りと公共工事の減少に伴い、新潟地区の需要は低迷している。出荷量確保に向けて、協組が員会社との価格競争に参入し、ここに来て市況は大幅に下落。	再生加熱アスファルト混合物	福岡、熊本、鹿児島	3地区ともに年度末にかけて需要は低調に推移し、出荷量の減少となった。一部メーカーによる数量確保を優先した安値玉が散見され、市況は下落。
＜品目＞	【地区】	（理由）																										
<b>【上伸した資材】</b>																												
異形棒鋼	東北、関東、北陸、中部、近畿、中国、四国	メーカーの強硬な販売姿勢は変わらず、流通側も価格転嫁を急いでいる。需要者は小口・当用買い案件を中心に値上げを受け入れており、一部地区を除いて市況上伸。																										
H形鋼	富山、石川、中部、近畿、中国、四国、沖縄	鉄屑価格は下落傾向を示すものの、先行きの仕入れコストの高止まりを想定する製販側の売り腰は依然として強い。関東、九州など一部地区を除いて、市況は上伸した。																										
軽油	全国	3月は契約数量枠の消化のため、売り圧力を強めた販売会社が多く市況は下落した。3月末以降、卸価格が上昇し全国的に市況上伸。下げて上げての展開で、前月比kl当たり+1,500円のしん。																										
<b>【下落した資材】</b>																												
鉄屑	全国	輸出向けの引き合いが弱まりをみせ、鉄屑の出荷先は国内向けに集中している。国内電炉メーカーの稼働は好調だが、メーカー各社は購入価格を引き下げ、市況は下落。																										
生コンクリート	新潟	民間大型物件の先送りと公共工事の減少に伴い、新潟地区の需要は低迷している。出荷量確保に向けて、協組が員会社との価格競争に参入し、ここに来て市況は大幅に下落。																										
再生加熱アスファルト混合物	福岡、熊本、鹿児島	3地区ともに年度末にかけて需要は低調に推移し、出荷量の減少となった。一部メーカーによる数量確保を優先した安値玉が散見され、市況は下落。																										

審議事項及び委員意見・質問	経済調査会説明・審議結果															
<p>○需要の減少に対し、値下げによって数量確保を図る動きがあるとのことだが、市場が縮小している中で値下げに、どれほどの効果があると考えられるか。</p> <p>○米国の鉄鋼関税に関する貿易政策が国内の鋼材製品市況に与える影響はどのように考えられるか。</p> <p>○新潟地区の市況について、異形棒鋼の先行きは「強含み」となっているが、生コンの先行きは「弱含み」となっている。この違いが生じる理由は。</p> <p>3. 「積算資料」5月号建築系資材の価格変動の妥当性について</p> <p>○調査情報によると、塩ビ管の販売店は中・小規模の低層ビルやマンションの需要動向を気にしている様子が見えが、大規模な建築物に塩ビ管が使用されることは少ないのか。</p> <p>○塩ビ管のような配管材は、さまざまな機器に接続されて機能を発揮する場合もあるが、製品価格は他の機器とセットで把握されるものではなく、配管材単独の価格動向があるという考えでよいか。</p> <p>4. その他  (1) 次回開催予定</p>	<p>・指摘の通り、需要が減少している状況下では、価格を下げればすぐに数量の確保につながるという簡単な話しではない。しかし、売り手としては、品質面での違いが打ち出しにくいとなれば、どうしても価格面での競争を選ばざるを得ない。一方、市況の下落局面の際には、需要者側から品質面での低下を危惧する声が聞かれることも多い。</p> <p>・米国の鉄鋼関税措置については、現在、国内需給が好調であることもあって、直接的な影響は出ていない。対米輸出品に高い関税がかけられることによって、今後、外需が先細った場合、原料となる国内鉄屑相場に影響を与えることは、十分想定される。</p> <p>・新潟地区の工事需要は低調に推移しており、それにつれて価格競争も激しいため、生コンクリート価格の先行きは弱含みとしている。一方、異形棒鋼の製品価格は、原料となる鉄屑価格に強く影響を受けるため、指摘の通り、工事需要は低調であるものの、製品価格としては強含みであると判断している。</p> <p>・審査対象資材のうち、5月号で掲載価格に変動が生じる建築系資材、都市について需給、市況動向及び価格判定内容を説明した。その大要は以下のとおりで、質疑及び審議の結果、了承された。</p> <table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; width: 30%;">&lt;品目&gt;</th> <th style="text-align: center; width: 20%;">【地区】</th> <th style="text-align: center; width: 50%;">(理由)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3"><b>【上伸した資材】</b></td> </tr> <tr> <td>硬質塩化ビニル管</td> <td style="text-align: center;">全国</td> <td>都心部の再開発関連工事への荷動きが活発化するなか、流通各社はメーカーの値上げや配送コスト増を販売価格に転嫁すべく売り腰を強め、市況は上伸。</td> </tr> <tr> <td colspan="3"><b>【下落した資材】</b></td> </tr> <tr> <td>電線ケーブル</td> <td style="text-align: center;">全国</td> <td>4月初旬の国内電気銅建値はt当たり77万円となり、前月初旬比1万円安と小幅な下落。荷動きに精彩を欠く中、銅価下落傾向も重なって需要者側優位の価格交渉となり、市況は下落。</td> </tr> </tbody> </table> <p>・高層ビルなどの大規模物件では、一般に水圧等の関係から塩ビ管ではなく鋼管が採用される。また、低層ビルでも事務所用途等の場合は、水回りに関係する設備が少ないため、規模の割に塩ビ管の使用量が少なくなる傾向にある。そのため、販売店は中・小規模の低層ビルやマンション等の工事量を塩ビ管需要の目安としている。</p> <p>・その通り。配管材単独で市況が形成されていると考えてよい。</p> <p>・平成30年5月17日(木)10時～12時と決定。</p> <p style="text-align: right;">(以上)</p>	<品目>	【地区】	(理由)	<b>【上伸した資材】</b>			硬質塩化ビニル管	全国	都心部の再開発関連工事への荷動きが活発化するなか、流通各社はメーカーの値上げや配送コスト増を販売価格に転嫁すべく売り腰を強め、市況は上伸。	<b>【下落した資材】</b>			電線ケーブル	全国	4月初旬の国内電気銅建値はt当たり77万円となり、前月初旬比1万円安と小幅な下落。荷動きに精彩を欠く中、銅価下落傾向も重なって需要者側優位の価格交渉となり、市況は下落。
<品目>	【地区】	(理由)														
<b>【上伸した資材】</b>																
硬質塩化ビニル管	全国	都心部の再開発関連工事への荷動きが活発化するなか、流通各社はメーカーの値上げや配送コスト増を販売価格に転嫁すべく売り腰を強め、市況は上伸。														
<b>【下落した資材】</b>																
電線ケーブル	全国	4月初旬の国内電気銅建値はt当たり77万円となり、前月初旬比1万円安と小幅な下落。荷動きに精彩を欠く中、銅価下落傾向も重なって需要者側優位の価格交渉となり、市況は下落。														

## 価格審査委員会規約

### (目的)

第 1 条 一般財団法人 経済調査会が実施する資材価格及び工事費(以下「資材価格等」という。)の調査結果について、その妥当性を高め調査の信頼性を向上させることを目的として、第三者による価格審査委員会(以下「委員会」という。)を設置するものとする。

### (委員会の事務)

第 2 条 委員会は、理事長の委嘱に基づき、次の事務を行う。

- 一 資材価格等(定期刊行物に掲載するものに限る。以下同じ。)の調査結果の妥当性について審査すること。審査は公共工事において重要度の高い品目、工事費を選定して行うものとする。
- 二 その他資材価格等の調査に関して必要と認められる事項について審議すること。

### (委員会の委員及び任期)

第 3 条 委員は公正中立の立場で審査を適切に行うことのできる学識経験等を有する者のうちから、理事長が委嘱する。

- 2 委員会は、委員 8 人以内で組織する。
- 3 委員の任期は、2 年とする。ただし再任を妨げない。また、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、非常勤とする。

### (委員長)

第 4 条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 委員長は、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

### (委員会の開催)

第 5 条 委員会は、委員長が招集し、原則として毎月 1 回開催する。

### (審査の報告・助言)

第 6 条 委員会は、第 2 条により審査の対象となった事項に関し、必要に応じて理事長に対し審査結果の報告または助言を行う。

### (意見等の聴取)

第 7 条 委員会は、第 2 条の事務を行うにあたり、必要に応じて委員以外の者から意見等を聴取することができる。

(秘密を守る義務)

第 8 条 委員は第 2 条の事務を処理する上で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(事務局)

第 9 条 委員会の事務局は、一般財団法人 経済調査会 調査監理部審査室に置く。なお事務局は価格動向、価格変動理由、他調査機関の調査結果との比較資料等を委員会に提出するものとする。

附則

この規約は、平成 15 年 11 月 13 日から施行する。

この規約は、平成 16 年 4 月 13 日から改訂施行する。

この規約は、平成 18 年 4 月 13 日から改訂施行する。

この規約は、平成 21 年 4 月 13 日から改訂施行する。

この規約は、平成 24 年 6 月 15 日から改訂施行する。